

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、山形県知事から平成 30 年 12 月 14 日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成 31 年 3 月 19 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成

山形県監査委員 鈴 木 孝

山形県監査委員 武 田 一 夫

山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター	財務諸表の一部に誤りがあるなど決算処理が適正でない。	当該法人の事務担当者における決算処理の知識の習得に努めるとともに、外部の専門家から財務諸表の作成について適切な指導を受けることなど、決算処理における確認体制を強化するよう助言を行った。本法人の運営については、引き続き適切に助言・指導を行っていく。